

豊田市一般廃棄物処理業許可に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項及び第6項並びに第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 収集運搬業

(受付期間)

第2条 収集運搬業における新規の許可申請の受付期間は、毎年、5月4日から5月31日（豊田市の休日を定める条例（平成元年条例第61号）に規定する市の休日に当たるときは、その前日）までの間の2週間程度で定めるものとする。

2 収集運搬業における更新の許可申請の受付期間は、事業者ごとに許可の有効期限前2か月以内において市長が定めるものとする。

3 収集運搬業における変更の許可申請の受付は、随時とする。

(申請書類)

第3条 一般廃棄物収集運搬業（以下「収集運搬業」という。）の許可申請を行うおうとする者は、豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（昭和60年規則第22号。以下「規則」という。）第13条第1項第1号に規定する申請書、添付書類及び図面をそれぞれ2部提出するものとする。

2 事業計画の概要を記載した書類には、次の各号に掲げる事項が記載されていること。

(1) 環境保全措置

(2) 収集しようとする事業所等

(3) 保有車両

3 新規許可申請の場合は、収集しようとする事業所等との契約書の写し又はこれに類する書類を添付すること。

4 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類として、第6条に規定する基準を満たす修了証の写しを添付すること。

5 事業の開始に要する資金の調達が必要な場合は、金融機関の証明書を添付すること。

6 新規に事業を開始した者等で、次の書類が添付できない場合は、中小企業診断士の診断書を添付すること。

(1) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度（事業年度の変更により、その期間が6か月未満となったものを除く。以下同じ。）における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(2) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(3) 市税の納税証明書

7 市税の納税証明書は、完納を証する書類を添付すること。

8 定款は、原本証明をしたものを添付すること。

9 住民票の写しは、本籍地又は国籍・地域の記載があるものを添付すること。

10 当該事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを説明する書類として、第7条に規定する経理的基礎の基準を満たすことを証する経理的基礎申告書を添付すること。

(申請者の要件)

第4条 収集運搬業の許可申請をしようとする者は、次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

(1) 申請者が法人のときは市内に本社・本店、登記された支社・支店又は法人等の設立、事務所等の開設の届出がされた支社・支店を有すること。また、申請者が個人の場合は市内に住所又は、市内に法人等の設立、事務所等の開設の届出がされた支社・支店を有すること。ただし、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)に基づく処理業を行う場合で、特に市長が認めるものについては、この限りでない。

(2) 申請者が法人である場合は「法人税」及び「市税」に、申請者が個人である場合は「所得税」及び「市税」に滞納がないこと。

(3) 新規に許可申請を行う場合は、一般廃棄物排出事業者との収集運搬に係る契約が確実であること。

(4) 更新の許可申請については、当分の間、許可期間における収集運搬の業務実績が、40t以上有すること。ただし、第3章で定める一般廃棄物処分業の許可を有する者又は災害や事故等のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(5) 前号の基準を満たせず更新の許可申請ができなかった者又は廃業届を提出した者は、許可が失効した日から起算して1年以上経過していること。

(6) 申請書第2面及び第3面に記載された者が豊田市暴力団排除条例(平成23年条例第30号)第2条で規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者又は暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

2 法第7条第5項第4号チの適用については、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 過去において、繰り返し許可の取消処分を受けている場合

(2) 法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。)第4条の6各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、又は刑法第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の3(凶器準備集合等)、第222条(脅迫)若しくは第247条

(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合

- (3) 前号に掲げる法令に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合
- (4) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が同項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合
- (5) 法人でその役員又は施行令第4条の7に規定する使用人のうちに第1号から第3号までのいずれかに該当する者である場合
- (6) 個人で施行令第4条の7に規定する使用人のうちに同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者である場合
- (7) その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待しえないと認められる場合

(車両、施設等の基準)

第5条 収集運搬車両等については、次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないこと。
- (2) 事業計画の概要に記載した車両を有していること。
- (3) 申請者が当該車両、施設等の所有権を有すること又は所有権を有しない場合にあつては当該車両、施設等を使用する権原を有していること。
- (4) 使用する車両の両側面には業者名を判読できるよう表示すること。
- (5) 市内に収集運搬車両の駐車場を有し、市内で使用する車両分の駐車面積を有すること。
- (6) 市内に収集運搬車両の洗車施設を有していること。ただし、市外で排水処理設備を備えた洗車場を有している場合はこの限りでない。

(知識及び技能の基準)

第6条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。)第2条の2第2号イに定める一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有するための基準は、次のとおりとする。

- 1 次に掲げる者が(公益財団法人)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する講習会(収集・運搬課程)(以下「産廃講習会収運課程」という。)」又は(一般財団法人)日本環境衛生センターが実施する「一般廃棄物(ごみ)実務管理者講習会(以下「一廃講習会」という。)」を修了した者であること。なお、産廃講習会収運課程については、新規許可申請の場合は原則として新規講習会、更新許可申請及び変更許可申請の場合は新規講習会又は更新講習会を修了した者であること
- (1) 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員(監査役は除く。)又は施行令第4条の7に規定する使用人(業を行おうとする区域における収集運搬業に係る契約を締結する権限を有する場合に限る。)
- (2) 申請者が個人である場合には、当該者又は施行令第4条の7に規定する使

用人（業を行おうとする区域における収集運搬業に係る契約を締結する権限を有する場合に限る。）

2 前項の産廃講習会収運課程及び一廃講習会については、次に掲げるものを有効とする。

（1）新規許可申請の場合

ア 産廃講習会収運課程（新規講習会）及び一廃講習会の修了日
許可申請の日から起算して5年前までに修了したもの

イ 産廃講習会収運課程（更新講習会）の修了日（他の行政庁で既に一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得している場合、又は、既に一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得している個人事業者が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限る。）

許可申請の日から起算して5年前までに修了したもの

（2）更新許可申請の場合

産廃講習会収運課程（新規講習会及び更新講習会）及び一廃講習会の修了日
許可の有効期限の翌日から起算して5年前までに修了したもの

（3）変更許可申請の場合

直前の許可申請で修了したもの、又は直前の許可申請後に修了したもの
（経理的基礎の基準）

第7条 施行規則第2条の2第2号ロに定める一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するための基準は、次のとおりとする。

1 営業実績が3年以上ある法人の場合

次の各号のいずれかに該当すること。

（1）直前3年の各事業年度における経常利益金額等（損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額をいう。以下同じ。）の平均額が0以上である。

（2）直前事業年度における経常利益金額等が0以上である。

（3）直前事業年度において債務超過でない。

2 前項に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、収支計画に基づく経営診断書（今後5年間の事業に係る収支計画に基づいて中小企業診断士が作成した経営診断書をいう。以下同じ。）を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

（1）直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額及び直前事業年度における経常利益金額等が0未満であり、かつ、直前事業年度における自己資本比率が0以上10パーセント未満である。

（2）直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が0未満、かつ、直前事業年度における経常利益金額等が0以上であり、かつ、直前事業年度において債務超過である。

3 営業実績が3年以上ある個人の場合

次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 直前事業年度において資産の額が負債の額以上である。
- (2) 直前3年のうち少なくとも1年分は所得税を納付している。
- 4 前項に該当する者は、直前事業年度において資産の額が負債の額未満であり、かつ、直前3年において所得税を納付している年がある場合、収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。
- 5 営業実績が3年未満の法人及び3年未満の個人の場合
収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

第3章 処分業

(受付期間)

第8条 一般廃棄物処分業（以下「処分業」という。）における新規の許可申請の受付は、随時行うものとする。

- 2 処分業における更新の許可申請の受付期間は、事業者ごとに許可の有効期限前2か月以内において市長が定めるものとする。
- 3 処分業における変更の許可申請の受付は、随時とする。

(申請書類)

第9条 処分業の許可申請を行おうとする者は、規則第13条第1項第2号に規定する申請書、添付書類及び図面をそれぞれ2部提出するものとする。

- 2 事業計画の概要を記載した書類には、環境保全措置についての記載があること。
- 3 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類として、第12条に規定される基準を満たす修了証の写しを添付すること。
- 4 事業の開始に要する資金の調達が必要な場合は、金融機関の証明書を添付すること。
- 5 新規に事業を開始した者等で、次の書類が添付できない場合は、中小企業診断士の診断書を添付すること。

(1) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(2) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(3) 市税の納税証明書

- 6 市税の納税証明書は、完納を証する書類を添付すること。
- 7 定款は、原本証明をしたものを添付すること。
- 8 住民票の写しは、本籍地又は国籍・地域の記載があるものを添付すること。
- 9 当該事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有することを説明する書類として、第13条に規定する経理的基礎の基準を満たすことを証

する経理的基礎申告書を添付すること。

(申請者の要件)

第10条 処分業の許可申請をしようとする者は、次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 申請者が法人のときは市内に本社・本店、登記された支社・支店又は法人等の設立、事務所等の開設の届出がされた支社・支店を有すること。また、申請者が個人の場合は市内に住所又は、市内に法人等の設立、事務所等の開設の届出がされた支社・支店を有すること。ただし、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づく処理業を行う場合で、特に市長が認めるものについては、この限りでない。
- (2) 申請者が法人である場合は「法人税」及び「市税」に、申請者が個人である場合は「所得税」及び「市税」に滞納がないこと。
- (3) 申請書第2面及び第3面に記載された者が豊田市暴力団排除条例（平成23年条例第30号）第2条で規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者又は暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でなくなった日から5年を経過しない者でないこと

2 法第7条第10項第4号に規定する同条第5項第4号チの適用については、申請者が以下のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 過去において、繰り返し許可の取消処分を受けている場合
- (2) 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、施行令第4条の6各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、又は刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合等）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合
- (3) 前号に掲げる法令に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合
- (4) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が同項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合
- (5) 法人でその役員又は施行令第4条の7に規定する使用人のうちに第1号から第3号までのいずれかに該当する者である場合
- (6) 個人で施行令第4条の7に規定する使用人のうちに同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者である場合
- (7) その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる場合

(処分施設等の基準)

第11条 処分施設等については、次に掲げるいずれの要件にも適合しなければならない。

- (1) 事業計画に記載した処分施設等を有していること。
- (2) 申請者が当該土地の所有権を有すること又は所有権を有しない場合にあつ

ては当該土地を使用する権原を有していること。

- (3) 処分施設等の能力が施行令第5条で定める基準以上の施設の場合は、法第8条第1項に規定する設置許可を受けている、又は法第15条の2の5に規定する届出をし、受理されていること。

(知識・技能の基準)

第12条 施行規則第2条の4第1項第1号ロ(1)に定める一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有するための基準及び同項第2号ロ(2)に定める一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有するための基準については、次のとおりとする。

- 1 次に掲げる者が(公益財団法人)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する講習会(処分課程)(以下「産廃講習会処分課程」という。)」又は一廃講習会を修了した者であること。なお、産廃講習会処分課程については、新規許可申請の場合は原則として新規講習会、更新許可申請及び変更許可申請の場合は新規講習会又は更新講習会を修了した者であること。

(1) 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員(監査役は除く。)又は施行令第4条の7に規定する使用人(業を行おうとする区域における処分業に係る契約を締結する権限を有する場合に限る。)

(2) 申請者が個人である場合には、当該者又は施行令第4条の7に規定する使用人(業を行おうとする区域における処分業に係る契約を締結する権限を有する場合に限る。)

- 2 前項の産廃講習会処分課程及び一廃講習会については、次に掲げるものを有効とする。

(1) 新規許可申請の場合

ア 産廃講習会処分課程(新規講習会)及び一廃講習会の修了日
許可申請の日から起算して5年前までに修了したもの

イ 産廃講習会処分課程(更新講習会)の修了日(他の行政庁で既に一般廃棄物若しくは産業廃棄物の処分業の許可を取得している場合、又は、既に一般廃棄物若しくは産業廃棄物の処分業の許可を取得している個人事業者が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限る。)
許可申請の日から起算して5年前までに修了したもの

(2) 更新許可申請の場合

産廃講習会処分課程(新規講習会及び更新講習会)及び一廃講習会の修了日
許可の有効期限の翌日から起算して5年前までに修了したもの

(3) 変更許可申請の場合

直前の許可申請で修了したもの、又は直前の許可申請後に修了したもの
(経理的基礎の基準)

第13条 施行規則第2条の4第1号ロ(2)に定める一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するための基準は、次のとおりとする。

- 1 営業実績が3年以上ある法人の場合
次の各号のいずれかに該当すること。
 - (1) 直前3年の各事業年度における経常利益金額等(損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額をいう。以下同じ。)の平均額が0以上である。
 - (2) 直前事業年度における経常利益金額等が0以上である。
 - (3) 直前事業年度において債務超過でない。
- 2 前項に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、収支計画に基づく経営診断書(今後5年間の事業に係る収支計画に基づいて中小企業診断士が作成した経営診断書をいう。以下同じ。)を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。
 - (1) 直前事業年度において債務超過である。
 - (2) 次のア又はイに該当し、かつ、直前事業年度における自己資本比率が0以上10パーセント未満である。
 - ア 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が0未満である。
 - イ 直前事業年度における経常利益金額等が0未満である。
- 3 営業実績が3年以上ある個人の場合
次の各号のいずれかに該当すること。
 - (1) 直前事業年度において資産の額が負債の額以上である。
 - (2) 直前3年のうち少なくとも1年分は所得税を納付している。
- 4 前項に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。
 - (1) 直前事業年度において資産の額が負債の額以上であり、かつ、直前3年において所得税を納付していない年がある。
 - (2) 直前事業年度において資産の額が負債の額未満であり、かつ、直前3年において所得税を納付している年がある。
- 5 営業実績が3年未満の法人及び3年未満の個人の場合
収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

第4章 雑則

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、副部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月15日(以下「施行日」という。)から施行す

る。ただし、第3条第3号の規定は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に許可を受けた者が施行日以後に行う更新の許可申請においては、第3条第1号の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条第1号及び同条第4号の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。